

第10期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第10期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、第10期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定及び見直しに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療に関係する機関等に属する者
- (3) 福祉に関係する各種機関等を代表する者
- (4) 被保険者の属する各種団体を代表する者
- (5) 被保険者のうち市民公募による者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、所掌事務に関する連絡調整を図るため、別に庁内検討委員会を設置することができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部医療介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年2月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。